

制度開示のパラダイムシフト —有価証券報告書における実質的な記述情報の拡充—

大 瀧 晃 栄 CMA

目 次

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. はじめに | 4. 会計監査制度の改革 |
| 2. IFRSの普及と比較可能性 | 5. 終わりに |
| 3. 有価証券報告書の非財務情報の拡充 | |

有価証券報告書などの法令に基づく情報開示において、実質的な記述情報の拡充が進んでいる。企業独自の利益指標による業績説明、政策保有株式などのガバナンス情報の拡充といった企業による開示にとどまらず、監査法人による会計監査の情報開示にも波及しており、これまでの改正とは一線を画すパラダイムシフトの様相である。読み手である投資家は、記述情報を適切に理解し、投資判断や企業との対話に活かしていきたい。

1. はじめに

現在、有価証券報告書の記述内容が大きく変わりつつある。IFRS任意適用企業が拡大し、コーポレートガバナンス・コードが浸透する中、これまでの形式的、定型的な情報開示に加えて、自らの言葉を用いた実質的な記述情報の拡充が加速している。これまでの制度開示の改正は、主として従前の枠組みにおける追加的な詳細開示を求めるものであった。しかし、昨今の実質的な記述情報の拡充に向けた改正の流れは、欧州企業のアニュ

アルレポートへのコンバージェンスとも言えるような、制度開示の在り方そのものを変えるパラダイムシフトの様相である。

更に、このような流れは、有価証券報告書の非財務情報のみならず会計監査制度にまで波及している。従前の画一的な制度開示に慣れた日本の投資家は、こうした実質的な開示拡充に期待する一方で、戸惑いの声も聞く。制度開示の改正動向を踏まえつつ、投資家にとっての有用性や課題、留意すべき点について検討したい。



大瀧 晃栄（おおたき こうえい）

SMBC日興証券(株) 株式調査部 シニアアナリスト、公認会計士。1994年早稲田大学商学部卒業。(株)野村総合研究所企業調査部及び大阪調査部、EY新日本有限責任監査法人監査部門及びアドバイザリー部門を経て、2011年より現職。会計・制度調査担当。日本証券アナリスト協会企業会計研究会委員、金融庁企業会計審議会監査部会臨時委員、企業会計基準委員会実務対応専門委員会、退職給付専門委員会、企業結合専門委員会及びIFRS適用課題対応専門委員会専門委員。